

第2回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和8年7月31日（金曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|------|--|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 1 号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2 件 |
| 第 5 | 議案第 2 号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1 件 |
| 第 6 | 議案第 3 号 現況証明願について | 2 件 |
| 第 7 | 議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更について | 3 件 |
| 第 8 | 議案第 5 号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第 9 | 議案第 6 号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号
の規定による申出について | 1 件 |
| 第 10 | 議案第 7 号 農用地の買入協議に係る要請について | 2 件 |
| 第 11 | 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について | 10 件 |

○出席委員（16名）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 澁谷 洋 君 | 2 番 小野寺典男 君 | 3 番 高橋 正和 君 |
| 4 番 大泉 義明 君 | 5 番 甲斐やす子 君 | 6 番 森田 享子 君 |
| 7 番 笛木 眞一 君 | 8 番 平山 正志 君 | 9 番 嶋中 勝 君 |
| 10 番 熊谷 英二 君 | 11 番 舩木 彰人 君 | 12 番 遠藤 聡 君 |
| 13 番 山本 政弘 君 | 14 番 渡邊 裕義 君 | 15 番 佐藤 徳市 君 |
| 16 番 佐藤 松喜 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

● 番 ●● ●● 君

○欠席委員（0名）

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君
振興係長 工藤 理恵 君
主 任 湊谷 沙紀 君

事務局次長 小幡 裕也 君
農地係長 青島 雅明 君

(会長 佐藤松喜君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤松喜君) 只今から第2回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤松喜君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤松喜君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・澁谷君

2番・小野寺君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤松喜君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第2回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤松喜君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第1号

○会長(佐藤松喜君) 日程第4。報告第1号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第1号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和8年6月9日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野西3線75-1

現況地目 畑

面積 12,853㎡外14筆、合計面積 245,334㎡

価格 9,061,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野西2線78-18

現況地目 畑

面積 11,792㎡外6筆、合計面積 129,419㎡

価格 6,509,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字栄179-1

現況地目 畑

面積 26,895㎡外6筆、合計面積 125,200㎡

価格 4,325,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

以上です。

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 9番・嶋中君。

○9番（嶋中勝君） 9番、嶋中です。

報告第1号、番号1について報告いたします。

令和8年5月12日に、渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました

令和8年6月9日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で磯分内酪農センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、9番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和8年6月9日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字西熊牛原野52-3

現況地目 採放地

面積 13,764㎡外21筆、合計面積 276,428㎡

価格 8,309,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野48-7

現況地目 畑

面積 60,530㎡

価格 699,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

続きまして

土地の所在 字西熊牛原野西4線128-1

現況地目 採放地

面積 10,282㎡外15筆、合計面積 340,646㎡

価格 10,916,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん。

以上です。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤松喜君) 9番・嶋中君。

○9 番（嶋中勝君） 9 番、嶋中です。

報告第 1 号、番号 2 について報告いたします。

令和 8 年 5 月 1 2 日に、渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和 8 年 6 月 9 日に、嶋中委員、渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で磯分内酪農センターにおいて第 2 回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、9 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 1 号、内容 2 件は報告のとおり承認されました。

◎議案第 2 号

○会長（佐藤松喜君） 日程第 5。議案第 2 号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容 1 件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第 2 号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野基線 4 0 - 1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、8,904㎡外 6 筆、合計面積 54,281㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成31年3月29日。

契約期間、平成31年3月29日から令和11年3月28日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和8年7月9日となっております。

以上です。

なお、番号1については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君）1番・澁谷君。

○1番（澁谷洋君）1番、澁谷です。

議案第2号、番号1について説明させていただきます。

7月19日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

この賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、

1番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第2号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第3号

○会長（佐藤松喜君）日程第6。議案第3号、現況証明願について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

議案第3号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり 2 件となっております。

番号 1

土地の所在、字中オソツベツ原野 5－3

地目、登記簿、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、原野

面積1,871㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和 7 年 5 月 8 日

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 1 番・澁谷君。

○1 番（澁谷洋君） 1 番、澁谷です。

議案第 3 号、番号 1 について報告いたします。

令和 7 年 5 月 8 日に舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、1 番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2

土地の所在、字栄 7 7 - 1 4

地目、登記簿、牧場

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積527㎡外 6 筆、合計面積18,642㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員

調査年月日、令和 8 年 7 月 2 1 日

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 6 番・森田君。

○6 番（森田享子君） 6 番、森田です。

議案第 3 号、番号 2 について報告いたします。

令和 8 年 7 月 2 1 日に渡邊委員、嶋中委員と私、事務局より小幡次長と現地調査をしてまいりました。

資料の 3 ページから 4 ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林・原野・雑種地・宅地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6 番、森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 3 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 4 号

○会長（佐藤松喜君） 日程第 7。議案第 4 号、農業振興地域整備計画の変更について、内容 3 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

議案第4号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、編入。

地番、字オソツベツ365番1。

現況地目、畑。

面積、98,842㎡の内36,329㎡。

事業主体、●●●●、●●●●。

土地所有者、●●●●さん。

土地選定の理由、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定しました。なお、調査結果につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤松喜君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷洋君） 1番・澁谷です。

議案第4号、番号1について報告を致します。

令和8年7月15日に、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の5ページから10ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は●●で農地を所有する●●●●さんが農振農用地区域外農地を農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

現地調査の結果、現況については畑と認められ、隣接農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると思われます。また、周辺農地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認めます。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして番号 2 を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象となっており
ますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 2。

区分、用途区分変更。

地番、字オソツベツ 5 7 8 番 1。

現況地目、畑。

面積、58,600㎡の内746㎡。

事業主体、●●●●、●●●●。

土地所有者、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

土地選定の理由、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域として
いたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定しまし
た。

なお、調査結果につきましては、渋谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤松喜君） 1 番・渋谷君。

○1 番（渋谷洋君） 1 番・渋谷です。

議案第 4、番号 2 について報告を致します。

令和 8 年 7 月 1 3 日に、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の 1 5 ページから 1 8 ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●で営農する●●●●さんが、太陽光発電建設を目的として、農振農用地区域内
の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められ
たものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地
等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 番・渋谷
君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

(●● ●●君復席)

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号3。

区分、編入。

地番、字オソツベツ1032番2。

現況地目、畑。

面積、6,825㎡。

事業主体、●●●●、●●●●。

土地所有者、●●●●さん。

土地選定の理由、土地選定の理由、当該地は、農振整備計画から除外されていたが、周辺農地への集団化を図ることで土地の有効利用にも結びつき、安定した農業経営が確立されるため適地として選定しました。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤松喜君) 1番・澁谷君。

○1番(澁谷洋君) 1番・澁谷です。

議案第4、番号3について報告を致します。

令和8年7月15日に、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の11ページから14ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は●●で農地を所有する●●●●さんが農振農用地区域外農地を農地にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

現地調査の結果、現況については畑と認められ、隣接農地と一体的に使用することにより効率的に作業できると思われます。また、周辺農地へ及ぼす被害等の影響は認められず、今回の編入については問題ないものと認めます。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤松喜君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤松喜君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第4号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第5号

○会長(佐藤松喜君) 日程第8。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第5号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野219-2。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、28,920㎡外2筆。合計面積64,136㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金58,000円。

譲受人構成員6名。

農地は1,161,134㎡。

経営状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号1については山本委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤松喜君) 13番・山本君。

○13番(山本政弘君) 13番、山本です。

議案第5号 番号1について報告いたします。

令和8年7月27日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方の希望のため、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可につ

いては問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 13 番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 5 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 6 号

○会長（佐藤松喜君） 日程第 9。議案第 6 号、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定による申出について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第 6 号について説明させていただきます。

農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定による申出について、農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定による特例（農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しない措置）に該当するか否かの検討を求める申出があった下記の件について、議決を求めるものであります。

申出があった土地の表示は、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 578-1 の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、746㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的は、垂直太陽光発電設備。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

垂直型太陽光、746㎡

調査委員は、澁谷委員、甲斐委員、熊谷委員。

調査結果につきましては澁谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤松喜君） 1 番・澁谷君。

○1 番（澁谷洋君） 1 番・澁谷です。

議案第 6 号、番号 1 について報告いたします。

令和 8 年 7 月 13 日に、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の 15 ページから 18 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は●●で営農する●●●●さんで、垂直太陽光発電設備の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 1 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

（●● ●●君復席）

以上をもって、議案第 6 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 7 号

○会長（佐藤松喜君） 日程第 10。議案第 7 号、農用地の買入協議に係る要請について、内容 2 件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号 1 から番号 2 まで内容 2 件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第 7 号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第 22 条の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法同条同項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり 2 件であります。

番号 1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和 8 年 5 月 1 日。

土地の所在、字西熊牛原野西 2 線 7 8 - 1 8。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積 11,792㎡外 2 8 筆、合計面積 499,953㎡。

続きまして、

番号 2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和 8 年 5 月 1 日。

土地の所在、字西熊牛原野 4 8 - 7

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積 60,530㎡外 3 8 筆、合計面積は 677,604㎡。

以上です。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって番号 1 から番号 2 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 から番号 2 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 7 号、内容 2 件は原案可決されました。

◎議案第 8 号

○会長（佐藤松喜君） 日程第 11。議案第 8 号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、内容 10 件を議題といたします。

お諮り致します。

審議の都合上、番号 1 と番号 2、番号 3 と番号 4、番号 5 と番号 6、番号 7 と番号 8、番号 9 と番号 10 につきましては、それぞれ農地中間管理機構を介した転貸に係る関連案件でありますので、併せて審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 と番号 2、番号 3 と番号 4、番号 5 と番号 6、番号 7 と番号 8、番号 9 と番号 10 につきましては、それぞれ併せて審議することといたします。

番号 1 と番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第 8 号について説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 条の規定により、農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、議決を求めるものであります。また、農地中間管理機構が下記の農用地利用集積等促進計画（案）のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積等促進計画は、別紙のとおり 10 件となっております。

番号 1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。番号 2 以下、●●●●さんと省略させていただきます。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線 40-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、8,904㎡外 6 筆、合計面積、54,281㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権等の期間、令和 8 年 8 月 19 日から令和 18 年 7 月 14 日。

土地の引渡時期、令和 8 年 8 月 19 日。

金額は、年間 25,000 円。

支払方法は毎年 12 月 20 日までに指定口座へ振込となっております。番号 2 以降、●●●●さんから利用権の設定等をする者への支払方法は番号 1 と同じでありますので説明を省略致します。

番号 2 については、利用権設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、支払方法を説明し、他の項目は番号 1 と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●さん。

支払方法は毎年11月30日までに指定口座へ振込となっております。番号3以降、利用権の設定等を受ける者から●●●●●さんへの支払方法は番号2と同じでありますので説明を省略致します。

以上です。

なお、番号1から番号2については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷洋君） 1番、澁谷です。

議案第8号、番号1から番号2について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月19日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

この継続の賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号3と番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ472-7の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積65,000㎡外10筆、合計面積403,863㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年8月19日から令和18年8月18日。

金額、年間430,000円。

なお、番号4については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号3から番号4については嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 9番・嶋中君。

○9番（嶋中勝君） 9番、嶋中です。

議案第8号、番号3から番号4について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月19日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

この継続の賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4について内容2件は原案可決されました。

続きまして、番号5と番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別４２９－７の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積105,087㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和８年８月１９日から令和１８年８月１８日。

土地の引渡時期、令和８年８月１９日。

金額、年間325,000円。

なお、番号６については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号５と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号６

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号５から番号６については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） ８番・平山君。

○８番（平山正志君） ８番、平山です。

議案第８号、番号５から番号６について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、７月２７日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

この継続の賃貸借契約については、機構法第１８条第５項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました８番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号５から番号６については原案可決されました。

続きまして、番号７と番号８を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字雷別37-3の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積135,689㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年8月19日から令和28年8月18日。

金額、年間187,500円。

なお、番号8については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号7と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号7から番号8については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 5番・甲斐君。

○5番（甲斐やす子君） 5番、甲斐です。

議案第8号、番号7から番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月14日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

この継続の賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました5番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで内容2件については原案可決されました。

続きまして、番号9から番号10までを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北2線185-2。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積47,043㎡外12筆、合計面積450,057㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和8年8月19日から令和18年8月18日。

金額、年間827,853円。

なお、番号10については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者を説明し、他の項目については番号9と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●さん。

以上です。

なお、番号9から番号10については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤松喜君） 12番・遠藤君。

○12番（遠藤聡君） 12番、遠藤です。

議案第8号、番号9から番号10について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、7月28日に現地調査を行ってまいりました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

この継続の賃貸借契約については、機構法第18条第5項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤松喜君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件について採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤松喜君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 9 から番号 10 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 8 号、内容 10 件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤松喜君） これをもちまして、第 2 回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第 2 回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前 10 時 47 分閉会)